

# 島根県パートナーシップ宣誓制度 手続きガイドブック



島根県

## 目次

- 1 宣誓することができる方・・・・・・・・・・P.2
- 2 宣誓の流れ・・・・・・・・・・P.3
- 3 必要書類・・・・・・・・・・P.5
- 4 転入予定者受付票の交付を受けた方・・P.6
- 5 宣誓書の写し等の再交付・変更・返還・・P.6
- 6 よくある質問・・・・・・・・・・P.8

## はじめに

多様な性を認め合い性的少数者の方々が自分らしく生きることのできる環境をつくるため、「島根県パートナーシップ宣誓制度」を県と市町村の共同事業として令和5年10月1日に開始します。

「島根県パートナーシップ宣誓制度」とは、お互いを人生のパートナーと約束する性的少数者のカップルが協力して共同生活を行うことを宣誓し、島根県がその宣誓書を受領したことを証明する制度です。

島根県はお二人の関係性を証明する受領カードを交付します。

島根県内のどこに住んでいても宣誓が出来るよう、制度は県で構築し、宣誓の受付と証明（受領カードの交付）は県で行いますが、そのカードを各市町村でご提示いただければ、市町村からも公営住宅への入居や公立病院の面会などのサービスの提供を受けることができます。

島根県では、LGBT等の人権について、「島根県人権施策推進基本方針（第二次改定）」において、人権課題の一つに掲げています。

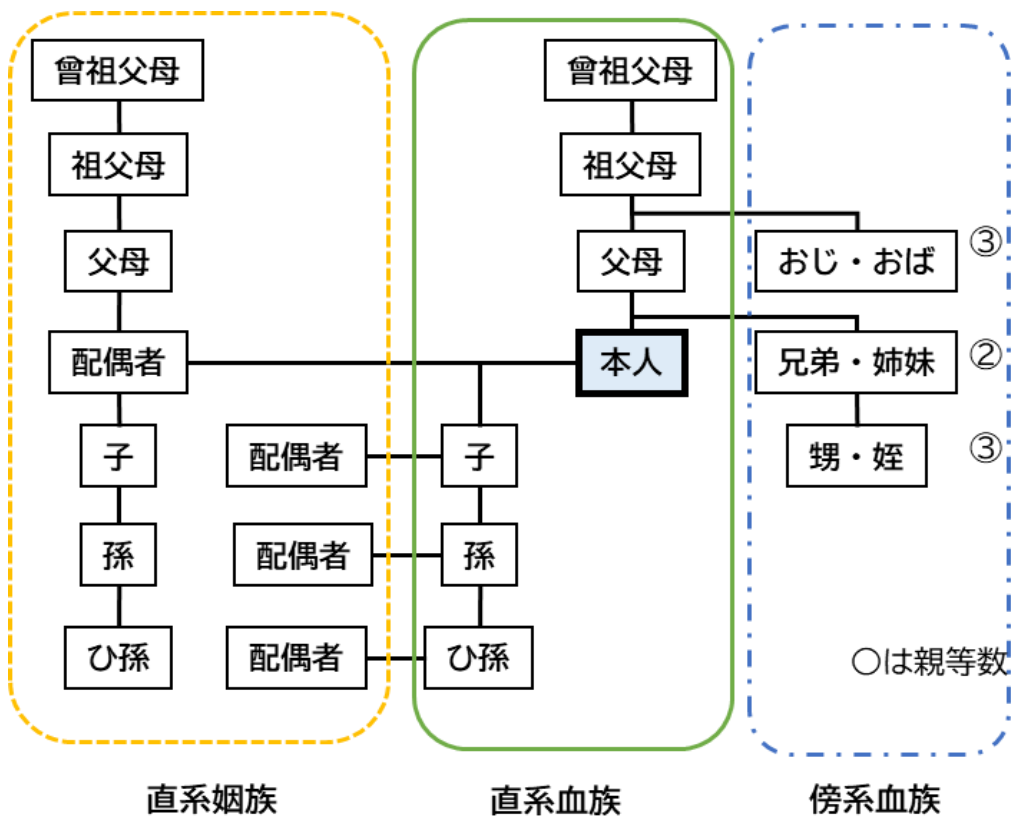
一人一人がLGBT等について正しい理解と認識を深め、これらの方々の人権が尊重される社会の実現に向けて、各種講演会や研修会等の開催、啓発資料の配布等を通じて、今後も広く啓発に取り組んでまいります。

# 1. 宣誓することができる方

宣誓をするには、以下の項目をすべて満たす必要があります。

- ① お二人とも成年に達していること
- ② いずれか一方が、県内に住所を有している、または県内への転入を予定していること
- ③ お二人とも配偶者（事実上の婚姻関係を含む）がないこと
- ④ 宣誓するパートナー以外の方とパートナーシップ関係にないこと
- ⑤ 宣誓するパートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族）でないこと

ただし、パートナーシップ関係に基づく養子縁組によって近親者となった方は、宣誓できます。



上記の図に記載された続柄の方との宣誓はできません。

## 2. 宣誓の流れ

### 宣誓日の事前予約

・宣誓を希望する日の原則2週間前までに、電話またはメールにより予約してください。

### 予約先

電話：平日9時～16時（土・日・祝日・年末年始を除く）

・島根県人権啓発推進センター（松江） 0852-22-6051

・西部人権啓発推進センター（浜田） 0855-29-5503

メール：[jinken-c@pref.shimane.lg.jp](mailto:jinken-c@pref.shimane.lg.jp)（随時）

### 予約時にお伝えいただきたいこと

- ① 宣誓希望日、時間（第3希望まで）、場所（松江または浜田）
- ② お二人の氏名（通称名の場合は、お知らせください）
- ③ 連絡先（電話番号又はメールアドレス）

※宣誓可能な日時：平日9時～16時（12時～13時を除く）  
（土・日・祝日・年末年始を除く）

※予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります

## ② パートナーシップの宣誓（当日）

・予約した日時に、お二人揃ってお越しください。

※来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。

・必要書類を忘れずにお持ちください。（5ページ参照）

・プライバシー保護のため、個室（島根県庁東庁舎1階または浜田合同庁舎1階）で対応します。



・県が用意した書類に、担当職員の面前で、ご記入いただきます。



### ③ 宣誓受領カードの交付

- ・宣誓要件、必要書類を確認し、不備がなければ、当日に宣誓書の写し(2通)、宣誓書受領カード(2通)を交付します。
- ・所要時間は、1時間～1時間半程度です。
  - ※書類等に不備がある場合は、宣誓を延期させていただくことがあります。
  - ※転入予定の場合は、転入予定者受付票を交付し、転入後に宣誓書の写し、宣誓書受領カードを交付します(転入予定の方の手続きについては、6ページをご参照ください)。

お預かりした個人情報は、パートナーシップ宣誓書受領カード等の交付のためにのみ使用し、ご本人の承諾なしに第三者に提供することはありません。

第 号
 島根県パートナーシップ宣誓書受領カード
_____様 _____様
島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱の規定に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。
 令和 年 月 日 島根県知事 印
<small>島根県観光キャラクター「しまわっこ」 島根連判特第7497号</small>

このカードは、お二人が互いを人生のパートナーとし、日常生活において協力し合うことを宣誓されたことを島根県として証するものです。このカードの提示を受けられた方は、上記の趣旨を十分に御理解くださいますようお願いいたします。 個人情報(性的指向、性自認、本制度を利用していること等)については、本人の同意なく口外しないでください。
<b>特記事項</b>
緊急連絡先 (記入は自由です) 《私本人が急病等の緊急時には、パートナーに連絡してください》
パートナー連絡先 _____ 本人署名 _____

### 3. 必要書類

パートナーシップの宣誓には、次の書類が必要となります。

#### ① 住民票の写し

- ・1人1通ずつ提出してください。ただし、お二人が同一世帯の場合は、お二人の情報が記載されたもの1通で構いません。
- ・3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・個人番号(マイナンバー)の記載がないもの

※マイナンバー、住民票コードの記載があるものは受理できませんのでご注意ください。

#### ② 現在婚姻をしていないことを証明する書類(戸籍抄本、独身証明書など)

- ・1人1通ずつ提出してください。
- ・3ヶ月以内に発行されたものに限りです。
- ・外国籍の方の場合は、本国の大使館、領事館が発行する婚姻要件具備証明書など独身であることを証明できる書類に日本語訳を添えて提出してください。

#### ③ 本人確認書類

- ・顔写真付きで氏名及び生年月日が確認できるものをご用意ください。  
顔写真付きのものがない場合は、予約時にご相談ください。
- ・有効期限があるものについては、期限内であるものに限りです。  
(例) マイナンバーカード(個人番号カード)、パスポート(旅券)、運転免許証、  
住民基本台帳カード(顔写真付き)

#### ④ 通称名を確認できる書類(通称名の使用を希望される場合)

- ・日常生活において通称名を使用していることが確認できる書類をご用意ください。  
(例) 社員証、学生証、郵便物など
- ・通称名を使用される場合、受領カードの裏面に戸籍上の氏名を記載します。

## 4. 転入予定者受付票の交付を受けた方

- ・島根県に転入されたら速やかに(宣誓してから3ヶ月以内)、県内への転入を証明する住民票の写しを提出してください。
- ・提出されるときは、あらかじめ提出希望日時をご連絡ください。
- ・本人確認書類をお持ちください。(5ページ 3③参照)

## 5. 宣誓書の写し等の再交付・変更・返還

手続きの際は、事前に来庁希望日時をご連絡いただき、島根県人権啓発推進センターまたは西部人権啓発推進センターと調整のついた日時にお越しください。  
手続きには、本人確認書類が必要です。(5ページ 3③参照)

### (1) 宣誓書の写し等の再交付

紛失、き損、汚損などにより宣誓書の写し、受領カードの再交付を希望する場合は、「島根県パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書」(様式第5号)を提出してください。

再交付申請書には、紛失等で添付できない場合を除き、交付を受けた宣誓書の写し等を添えてください。

再交付後、紛失した宣誓書の写し等を発見した場合は、速やかに返還してください。

### (2) 宣誓事項の変更

氏名、通称名、住所など宣誓書に記載した事項に変更があった場合は、「島根県パートナーシップ宣誓事項変更届」(様式第6号)に変更事項が確認できる書類を添付して提出してください。

確認後、変更届の写しを交付します。併せて、受領カード記載内容に変更があった場合は、変更後の内容を記載した受領カードを交付します。

なお、変更前の受領カードは返還してください。



### (3) 宣誓書の写し等の返還

次のいずれかに該当するときは、「島根県パートナーシップ宣誓書等返還届」(様式第7号)に、交付を受けた宣誓書の写しと受領カードを添えて提出してください。

- ① パートナーが死亡したとき
- ② パートナーシップが解消されたとき
- ③ 双方が県外に転出したとき
- ④ 宣誓要件を満たさなくなったとき
- ⑤ 虚偽の申請、受領カード等の不正利用など宣誓が無効となったとき

確認後、返還届の写しを交付します。

※上記①～⑤のいずれかに該当すると知事が認めるときは、返還届が提出されなくても提出されたものとみなす場合があります。

※返還届を受理した場合、または、知事が返還届が提出されたとみなした場合は、無効となった受領カードの交付番号を島根県のホームページ上で公表します。

## 6. よくある質問 (Q&A)

### Q1. 宣誓には事前予約が必要ですか。

宣誓日時、場所の調整や、持参していただく書類を確認するため、必ず事前に電話またはメールをしてください。

### Q2. 宣誓制度の利用に費用はかかりますか。

費用は発生しません。ただし、住民票の写し等、宣誓時に提出の必要がある書類の発行手数料は自己負担となります。

### Q3. 通称は使用できますか。

性別違和等で知事が特に理由があると認める場合は、通称を使用することができます。通称を使用した場合には交付する受領カードの裏面特記事項に戸籍上の氏名を記載します。

### Q4. プライバシーは守られますか。

宣誓される当事者のプライバシー保護の観点から、個室スペースで宣誓を行っていただくこととしております。

なお、宣誓の際に本人確認書類の提示を求めますが、県職員にはプライバシーについて守秘義務が課されていますのでご安心ください。

### Q5. 県内に住んでいないと宣誓することはできませんか。

いずれか一方が、県内に住所を有しているか、又は3ヶ月以内に県内への転入を予定している場合は宣誓できます。

### Q6. 宣誓できるのは同性カップルだけですか。

同性カップルに限らず、一方又は双方が性的少数者の方で、宣誓要件を満たしていれば、宣誓することができます。

**Q7. 事実婚の二人は宣誓することができますか。**

事実婚は対象外です。

**Q8. 宣誓は二人で行かないといけませんか。**

本人確認とお二人の意思を確認させていただきますので、必ずお二人でお越しください。ただし、来庁が困難な事情がありましたら、予約時にご相談ください。

**Q9. 他の人に代理で宣誓してもらうことはできますか。**

代理の宣誓はできません。宣誓者は必ずお二人でお越しください。

なお、宣誓書に自署していただくことが原則ですが、何らかの理由により自署できない場合は、お二人の立ち会いのもと、ほかの方による代書は可能です。

**Q10. 住民票の写しには、「世帯主との続柄」や「本籍」、「個人番号」、「住民票コード」の記載が必要ですか。**

「世帯主との続柄」や「本籍」、「個人番号」、「住民票コード」の記載は不要です。

**Q11. 外国籍の場合、独身であることを証明する書類は何を提出したらよいですか。**

大使館等で発行される「婚姻要件具備証明書」とその日本語訳を提出してください。同性婚の認められている国・地域において、パートナーシップ宣誓をする相手方と婚姻している場合は「外国での婚姻に係る証明書」とその日本語訳を提出してください。なお、日本語訳には、翻訳者名を記載してください。

**Q12. 受領カードはすぐもらえますか。**

提出書類により要件が確認できれば、原則即日交付します。なお、交付までに1時間から1時間半かかります。

**Q13. 島根県外に転出するときはどうしたらいいですか。**

お二人とも転出する場合は、宣誓書等返還届（様式第7号）とともに、宣誓書の写し及び受領カードを返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に県外へ住所を異動する場合を除きます。

**Q14. パートナーシップが解消された場合は、受領カードを返還しないといけないのですか。**

パートナーシップを解消する際は、パートナーのお二人一緒に来てもらい、その場で解消の意思確認をします。

なお、お二人一緒に来ることができない場合は、その理由をうかがい、相当の理由があると認める場合は、一人の届出でも受け付けますが、必要に応じて県からパートナーに連絡することがあります。

**Q15. 受領カードにはどのような使い道がありますか。**

公営住宅の入居の申し込みや一部の医療機関での家族同様の面会等に利用できます。

詳しくは利用できるサービス一覧（島根県パートナーシップ宣誓制度ホームページ）をご確認ください。



島根県パートナーシップ宣誓制度ホームページ  
二次元バーコード

**Q16. サービスを利用する際に受領カードの提示は必要ですか。**

利用できるサービスには、受領カードの提示や写しの提出が必要なサービスもあれば、不要なサービスもありますので、詳しくは、県や市町村、事業者にお問い合わせください。

**Q17. なりすましや偽造等の悪用をされませんか。**

県が宣誓を受ける際には、住民票の写し、独身であることを証明する書類と本人確認を行うため運転免許証等の掲示を求めることで、なりすまし等の悪用を防止します。

なお、パートナーシップ宣誓書の写し等を不正に利用したことが判明したとき（偽造等も含む。）は、宣誓書の写し等を返還していただきます。

**Q18. 結婚制度と島根県パートナーシップ宣誓制度の違いは何ですか。**

結婚は法律行為であり、法に定める結婚を行うと扶養義務や相続権など様々な法律上の権利や義務が発生します。

一方、島根県パートナーシップ宣誓制度は、島根県の内部規定である要綱により定める制度であり、法的な権利の発生や義務の付与を伴うものではありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

**Q19. 受領カードや宣誓書の写しは、公的な本人確認書類として使用できますか。**

使用できません。2人がパートナーシップの関係にあることを宣誓した事実を証するものです。

島根県パートナーシップ宣誓制度利用の手続きガイドブック  
2023年(令和5年) 9月発行

島根県環境生活部人権同和対策課  
人権啓発推進センター

島根県松江市殿町1(県庁東庁舎1階)

TEL:0852-22-6051

FAX:0852-22-9674

E-mail:[jinken-c@pref.shimane.lg.jp](mailto:jinken-c@pref.shimane.lg.jp)

